



## 税理士法人より

所長 前川 研吾 公認会計士・税理士

6月分の給与より、徴収される住民税の金額が変わる人も多いかと思えます。また、普通徴収で4回に分けて住民税をお納めの方は多くの自治体の場合、第1期の納期限が6月末となっております。忘れずに納付されましたでしょうか。そこで今回は住民税についてご紹介致します。

### 住民税とは

住民税は、地方自治体が行う教育や福祉・防災などの行政サービスの費用を、住民が広く負担するために個人及び法人に課される税金のことをいいます。

住民税には個人に課される「個人住民税」と法人に課される「法人住民税」の2つありますが、ここでは皆様に馴染みが深い「個人住民税」を中心に取り上げます。

### 2種類の徴収方法

住民税の徴収方法には「普通徴収」と「特別徴収」の2通りの方法があります。

会社にお勤めされている方の多くは「特別

徴収」という形で納付をしています。これは給与を支払う者があらかじめ給与から住民税を天引きし納付まで行い、個人では特に何もする必要がありません。

一方、個人事業主や年金受給者の方などは、自分自身で住民税を納めなければなりません。これを「普通徴収」と言います。普通徴収の場合は、一括又は年4回に分割して6月から翌年5月までの1年分の住民税を納付することになります。

### 所得税との相違点

住民税と所得税はどちらも給与から天引きされて、所得に応じて税額が変わってくるなど似た要素もありますが、計算方法などは異なります。

まず挙げられる相違点が所得控除額です。住民税も所得税も収入金額から基礎控除や配偶者控除などの各種控除を差し引いて所得の金額が算定されますが、この差し引くことができる控除額が異なります。例えば、基礎控除と配偶者控除は所得税では38万円ですが

住民税では33万円であり、住民税の方が低く設定されています。

また、対象年度も異なってきます。所得税がその年の所得に対して税金がかかってくるのに対して、住民税は前年度の所得により今年の税額を決定します。

### 無収入でも住民税が発生する!?

住民税は所得税と異なり前年の所得を基に税額を計算すると説明致しました。

したがって、例えば平成29年6月から平成30年5月までの間に支払うべき住民税の金額は平成28年度の所得の金額によって算定されるため、平成29年に収入がない場合でも平成28年に収入があれば住民税を納付しなければならなくなります。つまり無収入でも住民税が発生する可能性が出てくるということになります。

まだまだお伝えしきれっていない点多々ございます。税額や計算方法等住民税について疑問点等ございましたら、お気軽に弊社までお問い合わせください。

## 社会保険労務士法人より

所長 今井 慎 社会保険労務士・キャリアコンサルタント

### 今年度から新設された「人事評価改善等助成金」

#### 働き方改革の施策の1つ

今年度(平成29年4月1日)から新設された雇用関係助成金の1つに「人事評価改善等助成金」があります。

本助成金は、生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性の向上、賃金アップおよび離職率の低下を図る事業主に対して助成されるものであり、人材不足を解消することを目的として創設されました。

今話題の“働き方改革”の施策の1つだと言えます。

#### 支給額、支給要件は?

支給額が最大130万円(制度整備助成:50万円+目標達成助成:80万円)と大きいこともあり、申請件数も増えているようです。

支給要件は以下の通りとなっています。

#### 【制度整備助成】

- ①人事評価制度等整備計画を作成し、労働局長の認定を受けること
- ②認定された人事評価制度等整備計画に基づき、整備し実施すること

#### 【目標達成助成】

- ①「制度整備助成」の措置を実施すること
- ②「生産性要件」を満たしていること
- ③離職率を目標値以上に低下させること
- ④毎月決まって支払われる賃金を2%以上増加させること

なお、②の「生産性要件」を満たすには、支給申請等を行う直近の会計年度における生産性がその3年前に比べて6%以上伸びていることが必要であり、計算にあたっては、厚生労働省のホームページでダウンロード可能な「生産性要件算定シート」を活用することができます。

#### 手続きの流れ

本助成金の大まかな手続きの流れは、以下の通りです。

- i 「人事評価制度等整備計画」の作成・提出

…提出期間内に本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出

ii 認定を受けた「人事評価制度等整備計画」に基づく人事評価制度等の整備…労働協約または就業規則に明文化することが必要

iii 人事評価制度等の実施…すべての正規労働者に実施することが必要

iv 制度整備助成の支給申請(50万円支給)

v 目標達成助成の支給申請(80万円支給)



## 会社トラブルQ&amp;A

法律についての疑問にお答えします



## Q 退職届がメールで出されたら？

当先日、当社の社員からその上司宛てに、「退職します」旨のメールが届きました。当社は、このメールだけで退職したものとして扱って問題ないのでしょうか。

## A その社員が当該メールを送信したかどうかのポイント

## 労働契約の終了

労働契約は、使用者と労働者の合意により終了させる方法のほかに、期間の定めのないものについては、当事者の一方からいつでも解約の申し入れをすることができ、解約の申し入れの日から二週間を経過することによ

て、契約は終了します。※なお、月給制の場合には、次期(翌月)以降の退職について、当期(当月)の前半に予告しなければなりません。

ただし、使用者からの解約の申し入れは、解雇にあたりますので、労働契約法上、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、無効となります。

一方で、労働者からの解約の申し入れの効力については、このような規制はありません。また、解約の申し入れの方法についても規制はありませんので、口頭、書面いずれの方法でも行うことができます。これに対し、就業規則等で退職の申し入れの方法について、「所定の退職届によるものとする」等の規定を設けたとしても、解約申し入れの意思を明確にするため等の趣旨から、当該規定は違法ではないと考えられます。しかし、所定の退職届を用いなかったことを理由に、解約の申し入れの効力を否定できるわけではないと考えられます。

## メールによる解約の申し入れの有効性

以上の通り、当該社員のメールによる退職

の連絡も、労働契約の解約の申し入れとして有効です。しかし、メールの場合、第三者が勝手にメールを作成し、送信することも可能ですので、当該社員がそのメールを作成し、送信したものであるかの確認が必要です。そのメールの内容または送信が当該社員の意思に基づくものでなければ、解約の申し入れとしての効力は発生しません。

したがって、メールによる解約の申し入れがあった場合は、電話や面会等で当該社員の意思を直接確認し、可能であれば退職届に署名捺印させて、退職の意思を客観的に明らかにしておくべきです。仮に当該社員に対し、連絡が一切取れなくなってしまい、退職の意思を直接確認することができないような場合には、一方的に退職したものとして扱うのはリスクがありますので、長期の無断欠勤または音信不通を理由に解雇とすることも検討されます。この場合、解雇の意思表示が当該社員に到達することが必要ですが、裁判所の手続きにより、意思表示が到達したものとみなすことができます。

## お知らせ

## 汐留パートナーズグループ新会社設立のご挨拶

この度、汐留パートナーズグループに新会社「汐留プロパティ株式会社」を設立いたしました。

不動産の売買・仲介・斡旋賃貸及び管理・不動産投資コンサルティング事業等のサービスで、お客様の不動産の価値を高め、活用するためのご支援ができるようになればと思っております。下記ホームページも開設いたしましたので、是非ご覧ください。

URL : <http://shiodome.co.jp/property/>

## 新メンバーのご紹介

この場をお借りして、税理士法人新メンバー1名のご紹介をさせていただきます。

いなだ もとひろ

会計グループ/ 稲田 基弘

9月から汐留パートナーズ税理士法人に入社いたしました稲田基弘と申します。前職では税理士法人に勤務しておりました。皆様のお役にたてるよう日々精進してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



## 7月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

## 10日

- 健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限 [年金事務所または健保組合] <7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付 <1月～6月分> [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 [公共職業安定所]  
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 [労働基準監督署]  
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限 <年度更新> [労働基準監督署]
- 労働保険料の納付 <延納第1期分> [郵便局または銀行]

## 18日

- 所得税予定納税額の減額承認申請 <6月30日の現況>の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

## 31日

- 所得税予定納税額の納付 <第1期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出 [労働基準監督署] <休業4日未満、4月～6月分>
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com>